

こんにちは通信



2019.4 発行

トピックス

- ◆ 就業支援講習会受講生募集！
- ◆ パソコン自習支援～自宅にパソコンがない方へ朗報！
- ◆ 弁護士による無料法律相談
- ◆ 養育費に関するQ & A



就業支援講習会受講生募集！

パソコン初心者の方を対象に、文字入力からデータ入力・編集、グラフの作成まで学べる講座を開催します。パソコンに苦手意識のある方、仕事で基本的なパソコン操作に自信を持ちたい方等におススメです。

基礎からはじめるExcel講座

- ◇対象者 滋賀県内（大津市を除く）在住のひとり親家庭の父母または寡婦で**全ての日程に参加**できる方
- ◆会 場 滋賀県立男女共同参画センター（Gネットしが）講習室
- ◇日 程 5/11、18、25、6/1、8、15、22 全7回 毎週土曜日
- ◆受講料 **無料**（ただし、テキスト代は自己負担となります）
- ◇託 児 希望される方は、事前にお申し出ください（6か月以上小学校就学前のお子さんを対象）
- ◆申込み **2019年4月30日まで**に滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターへお申込みください。

予告

6月～8月 FP（ファイナンシャルプランナー）講座

※詳しくは、当センターHPをご覧ください



パソコン自習支援～自宅にパソコンがない方へ朗報！

パソコン講習を受講したけれど、自宅にパソコンがなくて復習できないという声を聞いています。そこで、**パソコン講座受講者**を対象に**貸出用パソコン**を準備しましたので、**予習復習**にご活用ください。

また、**職務経歴書**等の作成が必要な方には、支援センター内でパソコンをご利用いただけます。その場合、**プリンター**も使用可能です。併設のマザーズ就労相談コーナーでは、**応募書類作成支援**として、履歴書や職務経歴書の**添削指導**も行っています。応募書類作成支援をご希望される方は、事前にお電話でご予約ください。

ご予約・お問い合わせ／母子家庭等就業・自立支援センター **0748-37-5088** までお気軽にお電話下さい。

◆弁護士による無料法律相談

※ご相談は事前予約制です

相談日・・・毎月1回（実施日はお問い合わせください）
時間・・・午後1時～午後4時（1回40分）
定員・・・4名（**先着順**）
会場・・・滋賀県立男女共同参画センター

★ひとり親の方、離婚を考えておられる方が対象。
★1人につき年度内1回を限度とします。
★秘密は固く守ります。
★無料の託児室完備（6ヶ月以上小学校就学前）

◆養育費に関するQ&A

Q. 養育費は要らないと言って協議離婚しましたが、子どもが成長して教育費や生活費が増えました。今からでも請求できますか？

A. 養育費は**子どものため**のもので、約束した当時と**事情が変わって**養育費が必要になれば請求することが**できます**。まずは、相手とよく話し合ってください。ただし、相手も養育費は要らないものとして生活設計を立てているということも考えられますから、養育費の協議は難航するかもしれません。養育費を必要とするようになった事情をよく相手に理解してもらうことが大切です。話し合いがつかないときは**調停**を申し立てることができます。調停は、**相手の住所地の家庭裁判所**に申し立てることになります。相手が遠隔地に住んでいるときは、その住所地の家庭裁判所に調停を申し立てる必要があります。申立ては郵送でもできますので、最寄りの家庭裁判所に用紙をもらうなどして手続きしてください。

養育費相談支援センター『再訂 養育費相談の手引き―離れて暮らす親と子の絆のために―』より抜粋

県内家庭裁判所のご紹介

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|----------------|--------------|
| 大津家庭裁判所 | 大津市京町 3-1-2 | 077-522-4281 |
| 大津家庭裁判所 彦根支部 | 彦根市金亀町 5-50 | 0749-22-0167 |
| 大津家庭裁判所 長浜支部 | 長浜市南呉服町 6-22 | 0749-62-0240 |
| 大津家庭裁判所 高島出張所 | 高島市今津町住吉 1-3-8 | 0740-22-2148 |



滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター

〒523-0891

滋賀県近江八幡市鷹飼町 80-4

滋賀マザーズジョブステーション内

TEL **0748-37-5088**

FAX **0748-37-5488**

HPアドレス <http://nozomi-kai.com>

★滋賀県立男女共同参画センターでは、無料の託児室を完備しています（6か月以上小学校就学前）

お問い合わせ

ご予約・相談の受付時間

午前9時～午後4時

（月曜日・祝休日の翌日は閉館）



★滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターは、滋賀県が実施主体となってひとり親の就業支援を総合的に行うために開設し、滋賀県母子福祉のぞみ会が県からの委託事業として運営しています。